



自然豊かな活気あふれる 幸せのまち 平生

令和5 (2023) 年

広報

# ひらお

7 月号

No.1335



## 主な内容

- 2 令和6年4月採用の平生町職員を募集します
- 8-9 まちの話題

6月20日に、佐賀小学校5年生の児童が佐賀地区で田植え体験を行いました。児童は、泥で足下が不安定な中、田植え歌を口ずさみながらヒノヒカリ（お米）の苗を上手に植えていきました。

## 住民税非課税世帯に対する重点支援給付金について

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、重点支援給付金を給付します。

### 【給付対象世帯】 住民税非課税世帯

基準日（令和5年6月1日）に平生町に住民登録があり、世帯全員の住民税均等割が非課税である世帯ただし、世帯員全員が、住民税が課税されている家族等に扶養されている世帯は対象外です。

例）親（課税）に扶養されている大学生（非課税）の単身世帯や子（課税）に扶養されている親（非課税）の世帯など

### 【給付額】 3万円（1世帯あたり）

#### 【手続方法】

令和5年7月上旬から、対象と思われる世帯に「確認書」を順次発送しています。

確認書に必要事項を記入の上、同封する返信用封筒で確認書や必要書類を返送してください。

（確認書の提出期限：令和5年10月31日）

※令和5年1月2日以降に転入された人がいる世帯は、支給要件確認書が送付されません。対象要件を満たす世帯は申請が必要です。

令和5年1月1日時点の住所が異なる人は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税非課税証明書を添付してください。

（該当する世帯全員の証明書が必要です）

※住民税未申告の方がいる世帯には確認書は届きません。給付金の給付を受けるには、申告と申請が必要です。給付金の給付を受けるには令和4年中の収入等について住民税の申告を行い、住民税均等割が非課税の

世帯に該当することが確認できた後、自ら給付金の給付申請をする必要があります。

#### 【給付時期】

確認書や申請書類の受付から給付（振込）まで1カ月程度かかります。

給付予定日については、決定通知書でお知らせします。

**住民税非課税世帯に対する重点支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！**

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、町や警察署、警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

圏町役場町民福祉課 地域福祉班 ☎56-7113

## 【特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当】福祉手当などの受給には申請が必要です！

次の手当の支給要件に該当すると思われる人で、まだ申請していない人はご相談ください。

なお、各手当にはそれぞれ所得制限および詳細な対象要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

#### 特別児童扶養手当について

圏町役場町民福祉課 ☎56-7113

#### 特別障害者手当・障害児福祉手当について

圏柳井健康福祉センター ☎22-3777

#### 特別児童扶養手当

##### ●要件

20歳未満で身体や精神に障がいがあるため、日常生活に著しい制限を受けている子どもを養育している人

●手当額（月額）※障がいの程度により異なります。  
1級：53,700円 2級：35,760円

#### 特別障害者手当

##### ●要件

20歳以上で、身体または精神の障がい著しく重度の状態であるため、常時特別な介護を必要とする人（3カ月以上継続して入院している人や施設に入所している人は除く）

##### ●手当額（月額）

27,980円

#### 障害児福祉手当

##### ●要件

20歳未満で、重度の障がいがあるため、常時介護を必要とする人（施設に入所している人や障がいを事由とする年金を受給している人は除く）

##### ●手当額（月額）

15,220円

## 令和6年4月採用の平生町職員を募集します

圏町役場総務課 ☎56-7111

### 1. 対象職種

試験職種	採用予定人数	受験資格
一般行政	3名程度	平成5年4月2日以降に生まれた人で、高等学校以上を卒業または令和6年3月までに卒業する見込の人（令和6年4月1日の年齢で30歳までの人）
土木・建築	若干名	平成5年4月2日以降に生まれた人で、土木もしくは建築の専門課程を専攻し、高等学校以上を卒業または令和6年3月までに卒業する見込の人（令和6年4月1日の年齢で30歳までの人）
保育士	1名	平成5年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格を有する人または令和6年3月までに当該資格を取得する見込の人（令和6年4月1日の年齢で30歳までの人）

### 2. 申込受付期間 **7月18日(火)～8月21日(月)（期間内必着）**

### 3. 試験日・場所

試験職種	区分	試験日	場所
共通	第1次試験	筆記試験 9月17日(日) 受付：8:30～ 開始：9:00～	受験票を送付する際に通知します
	第2次試験	面接試験 10月下旬（予定）	平生町役場

### 4. 申込方法

町役場総務課備え付けの「平生町職員採用試験受験申込書」および「エントリーシート」に必要事項を記入し、返信用封筒（長形3号、84円切手貼付の上宛名記載のこと）を添え、持参または郵送で申し込んでください。

なお、町ホームページからダウンロードしたもの（A4版白紙に黒字で両面印刷）でも申込みを受け付けます。


※ 保育士で受験を希望する人は、受験資格に係る「資格証明書・免許証等の写し」を同封してください。

※ 連絡先（電話番号およびメールアドレス）を忘れずに記入してください。

※ 持参の場合、午前8時30分から午後5時15分までにお持ちください。（土・日曜日、祝日を除く）

※ 郵送の場合、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、簡易書留で送付してください。

詳細については「採用試験受験案内」をご確認ください。



クーチャン

**サマージャンボ7億円**  
(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

**サマージャンボミニ3,000万円**  
(1等2千万円・前後賞各5百万円合わせて)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

**7月4日(火)2種類同時発売!**  
発売期間 7/4(火)～8/4(金)  
抽せん日 8/18(金) 各1枚 300円

公益財団法人山口県市町村振興協会

## 国民年金の保険料免除・猶予制度をご利用ください

国民年金には、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合、保険料の納付が免除・猶予となる次の制度があります。

### 保険料免除制度

基準となる所得に応じて、保険料の全額または一部が免除されます。

【要件】本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合

※申請する年度または前年度において退職（失業）の事実があるときは、該当者の所得を除外する退職の特例を受けることができます。

### 保険料納付猶予制度

免除制度が利用できない人を対象に、保険料の納付が猶予され、後払いができるようになります。

【要件】50歳未満で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合

#### ●申請方法（共通）

【申請の対象となる期間】

申請時点の2年1カ月前～翌年6月分

※申請が遅れると、万一の際に障害年金などを受け取ることができない場合があります。

【申請場所】

町役場健康保険課、佐賀出張所、徳山年金事務所

【持参物】

- ・個人番号確認書類（マイナンバーカードなど）または年金手帳、基礎年金番号通知書
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ・退職の特例を受ける場合は、雇用保険受給資格者証など退職日のわかる書類

### 徳山年金事務所出張年金相談【予約制】

年金相談を実施します。お気軽にご利用ください。

●日時 8月3日(木)  
10:00～12:00 13:00～16:00

●会場 平生町商工会

●持参物

- ・基礎年金番号のわかるもの（年金手帳・年金証書・基礎年金番号通知書など）
- ・相談者本人の確認ができるもの（運転免許証など）
- ※代理人による相談の場合は、代理人本人の確認ができるものおよび委任状を持参してください。

●予約受付期限（完全予約制）8月2日(水)

※年金相談の予約は徳山年金事務所です。

〒徳山年金事務所 ☎0834-31-2152

〒町役場健康保険課 保険年金班 ☎56-7115

## 平生町安全で安心なまちづくり事業補助金をご活用ください

町では、安全で安心なまちづくりを目的とした組織や団体等が実施する次の活動に対し、補助金を交付します。

【補助対象】

- ①防犯教室・講演会等の開催（会場使用料等）
- ②啓発用資材の製作（のぼり旗製作費等）
- ③防犯キャンペーンの開催（防犯グッズ購入費等）
- ④防犯パトロールの実施（帽子、腕章等購入費等）
- ⑤自治会管理施設等の防犯対策の実施（警報装置設置費等）

※申請には、事業計画書や収支計画書、見積りなどが必要となります。詳しくはお問い合わせください。

〒町役場総務課 地域安全班 ☎56-7111

## 内閣府が実施する「地震防災対策住民向けアンケート」のご協力のお願い

このたび、内閣府では、今後の防災対策に向けて、皆様の声を反映させるため避難意識等に関する調査を実施します。一人でも多くの方にご回答いただきたく、ぜひご意見をお聞かせください。

お忙しい中、大変恐縮ではございますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

●実施期間：7～8月ごろ（予定） ●回答フォーム URL：<https://en.surece.co.jp/kaiko2023/>

【回答時の注意点】

- ・回答は1人1回限りとなります。
- ・回答の途中で、回答状況を一時保存することはできません。
- ・選択式の設問は該当する選択肢をチェックし、記述式の設問は可能な限り具体的にご回答ください。
- ・回答内容は、個人が特定できないよう取りまとめて、今後の防災対策の検討に活用させていただきます。

〒内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（防災計画担当）付 大竹、吉田 ☎03-3501-6996



## 国民健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定証

国民健康保険に加入している人は「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することで、1カ月の医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。

また、住民税非課税世帯に属する人は、入院時の食事代が軽減されます。

●対象者

- ①70歳未満の人
  - ②70歳以上で住民税課税所得145万円以上690万円未満の人
  - ③70歳以上で住民税非課税世帯に属する人
- ※保険税に滞納がある場合は、上記認定証が交付されないことがあります。

●申請について

【申請期間】随時

【申請場所】町役場健康保険課

【持参物】国民健康保険被保険者証（保険証）  
個人番号確認書類（マイナンバーカードなど）

●更新について（有効期限：毎年7月31日）

8月以降も引き続き認定証が必要な人は、再度申請が必要です。

●長期に入院したとき

所得区分が「オ」（70歳未満）または「区分Ⅱ」（70歳以上）に該当する人は、過去1年間の入院日数が91日以上の場合、入院時の食事代がさらに減額されます。入院日数が確認できる書類（病院の領収書等）を持参の上、申請手続きを行ってください。

〒町役場健康保険課 保険年金班 ☎56-7115

## 介護保険負担限度額認定制度をご利用ください

介護保険施設を利用する場合の居住費（滞在費）と食費は、原則自己負担となります。ただし、次の要件に該当する人については、これらの費用を軽減する負担限度額認定制度があります。対象施設を利用または利用見込の場合は、申請してください。

既に「負担限度額認定証」をお持ちの人は、有効期間が7月31日までとなっていますので、継続して利用する場合は更新手続きを行ってください。

●対象施設

介護保険施設サービス（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院〔介護療養型〕）への入所（入院）やショートステイ（短期入所生活介護・短期入所療養介護）

## 後期高齢者医療制度 限度額適用・標準負担額減額認定証

後期高齢者医療制度では、住民税非課税世帯の被保険者に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を、住民税課税所得が145万円以上690万円未満の被保険者および同じ世帯の被保険者に「限度額適用認定証」をそれぞれ交付します。

この認定証を医療機関に提示することで、1カ月の医療費の支払いが自己負担限度額までとなり、住民税非課税世帯の人は、入院時の食事代・居住費が減額されます。

●申請について

新たに認定証の交付を受けるには申請が必要です。

【申請期間】随時

【申請場所】町役場健康保険課

【持参物】後期高齢者医療制度被保険者証（保険証）、個人番号確認書類（マイナンバーカードなど）

●更新について（有効期限：毎年7月31日）

手続きは不要です。引き続き対象となる人には、新しい認定証を送付しますので、現在お持ちの認定証は8月1日以降に各自で処分してください。（返却不要）

●長期に入院したとき

「区分Ⅱ」に該当する人で、過去1年間の入院日数が91日以上の場合、入院時の食事代がさらに減額されます。入院日数が確認できる書類（病院の領収書等）をご持参の上、申請手続きを行ってください。

〒町役場健康保険課 保険年金班 ☎56-7115

〒県後期高齢者医療広域連合 ☎083-921-7111

●認定要件（次のいずれにも該当する人）

- ・本人および同一世帯全員が住民税非課税
  - ・配偶者（世帯分離をしている配偶者を含む）が住民税非課税
  - ・預金や有価証券等の資産の合計額が基準額以下
- ※基準額の詳細はお問い合わせください。

●申請に必要なもの

- ・預貯金通帳（配偶者分を含む）
- ・有価証券等の資産を証明する書類の写し（配偶者分を含む）

〒町役場健康保険課 介護保険班 ☎56-7115

人権  
コラム  
No.127

つながりぬくもり  
人生とんとん、ハレとケ

平生町人権教育  
推進協議会  
(事務局：町教育委員会)

「とんとん」とは、ふたつのものが、ほとんど同じで差の無いことを表すときに用いられています。とんとんに人生が加われば、「人生とんとん」となり、人生では、幸せなときと不幸なときの量は同じだけあるとの教えです。人生とは、シーソーのように、浮き沈みが代わりばんこにやってくるということでしょう。

「ハレとケ」という言葉があります。ハレとは、お祭りや年中行事、それに願いが叶ったり欲しい物が手に入ったりなど、うれしい日のことを言います。ケとは、ハレの日以外の変化のない日のことを言います。

現在では、衣食住に関して、おおよその家庭で十分とは言えないにしても、ハレの日が続く、ケの期間が少なくなつたように思います。そのことは、ケの期間に学んでいく、人としての資質が身につく、自己中心のな人が増え、今を生きる私たちは、家庭以外のさまざまな集団で生活をしていく中で、仕事や交友関係による精神的物質的なハレやケの期間が必ずやってくる。凶悪犯罪は、このケの期間のときに起きていると言われています。

「窓口用封筒」提供業者募集

町では、広告掲載事業の一環として、窓口用封筒を作成・提供していただける業者を募集します。

- 募集物 平生町窓口用封筒
  - 募集対象 窓口用封筒を取り扱う業者
  - 提供期間 令和6年1月1日～12月31日
  - 募集締切 8月4日 17:00 [必着]  
※応募多数の場合は抽選となります。
  - 申込方法 申込書を町役場総務課に提出(郵送可)  
※申込書は町役場総務課に備え付けています。  
(町ホームページからのダウンロードもできます)
- <申込みおよび問合せ先>  
〒742-1195  
山口県熊毛郡平生町大字平生町210-1  
町役場総務課 管財班 ☎56-7111

柳井地域合同就職フェア

参加企業の採用担当者と個別ブースで面談します。  
(事前の申込は不要です)

- 日時 8月25日 日  
【午前の部】10:30～12:30 (受付は10:00～)  
【午後の部】14:00～16:00 (受付は13:30～)
- 場所 柳井クルーズホテル
- 対象者 ①一般求職者(パートを含む)  
②令和6年3月に卒業予定の学生  
※大学、短大、高専、専修学校等に限りません。
- 料金 無料
- 参加企業 7月中旬ごろに柳井市ホームページに掲載予定です。  
☎柳井地区広域行政連絡協議会  
☎22-2111 (内線369)

防災士を目指してみませんか！【自主防災アドバイザー養成研修のご案内】

自主防災組織に対する指導・助言を行うアドバイザーを養成する研修が以下のとおり行われます。

山口県自主防災アドバイザー養成研修

- 研修日 9月30日 田、10月1日 田、14日 田の3日間
- 会場 山口県庁3階職員ホール
- 経費 12,000円
- 対象者 自主防災組織の活動促進に寄与する意志のある人
- その他 本研修の修了者には、防災士資格取得試験の受験資格が与えられます。防災士資格取得の条件は次のとおりです。  
①3日間の研修を履修した上で、所定のレポートを提出すること。  
②研修3日間の最後に行われる試験に合格すること。  
③全国の消防機関、日本赤十字社等が実施する「救命講習」を受講し、修了証、受講証等を取得すること。  
※修了証、受講証等は「防災士認定登録申請時において、5年以内に発行され、かつ発行団体が定めた有効期間内のもの」のみ有効とします。

防災士資格取得補助金制度

- 町では、防災士資格取得費用の一部を補助する制度を実施しています。
- 対象者 ①町内に住所を有し、町税などの滞納がない人  
②防災士の資格取得後、防災リーダーとして町内で活動する意思のある人  
③他の助成制度による財政的支援を受けていない、または受ける予定のない人
  - 補助金の額 補助対象経費の3分の2 [限度額：4万円]  
※山口県自主防災アドバイザー養成研修の場合 12,000円－補助金額 8,000円＝自己負担額 4,000円
  - 募集期限 8月31日 日 まで
  - 定員 3名(先着順で定員になり次第締切)  
※詳しい内容についてはお問い合わせください。  
<申込みおよび問合せ先>  
町役場総務課 地域安全班  
☎56-7111

農地の転用には許可が必要です！

農地転用とは？

農地を農地以外の住宅用地や太陽光発電施設、道路、山林などに用途を変えることを農地の転用といいます。(田を畑地として造成する場合は転用になりませんが、別に届出が必要です)

許可が必要な理由

農地は、人々の生存に欠かせない食料の大切な生産基盤です。特に、耕作面積が狭いうえに人口が多い我が国では、食料自給率が低いため、優良な農地を大切に守っていく必要があります。そのため、農地の転用には、農地法で一定の規制が設けられています。

対象となる農地

すべての農地が転用許可の対象です。地目が農地であれば、耕作されていなくても農地性(農地として活用できる状態)がある限り、農地として扱われます。

一時的な転用の場合

農地を一時的に資材置場、作業員仮宿舍、進入路などとして利用する場合も転用となり、許可が必要です。

農業用施設用地として転用する場合

自己の農地保全や利用上必要な施設(耕作用の道路、用排水路など)に転用する場合、または、2アール未満の農地を自己用の農業経営施設(農舎、畜舎など)に転用する場合、許可は不要ですが、届出が必要になります。

許可なく転用した場合

無断で転用した場合、農地法違反となり、農地などの権利取得の効力が生じません。また、工事の中止や原状回復などを命ずることがあり、これに従わない場合は、罰則が科せられます。

転用の手続き

所定の事項を記載した申請書を作成し、農地のある市町村の農業委員会へ提出してください。

閩町農業委員会事務局(町役場産業課内)  
☎56-7117



## 高齢者叙勲 旭日単光章受章

くにもと ひとし  
國本 史士 さん

このたび、元平生町議会議員の國本史士さんが、地方自治功勞により旭日単光章を受章されました。國本さんは昭和58年6月に平生町議會議員となって以来、平成15年5月までの5期20年間の間、各委員会の委員長や副議長などを歴任され、町の発展に大きく寄与したことが評価され、このたびの受章となりました。

國本さんは受章に際し「当時の陳情対応は大変でしたが、何とか助けたいという思いでやってきました。これからも平生町が良い町となるよう応援していきます」と話されました。



## まちの話題

### 平和の大切さを学ぶ

5月25日に、平生中学校2年生が、校外学習で阿多田交流館を訪れ『人間魚雷回天』について学びました。授業後、生徒からは「今が平和で幸せだということに感謝して生活したい」「平和の大切さを次の世代の人へ語り継いでいく必要がある」等の感想がありました。今回の講話や見学を通して、平和な未来のために、自分たちにできることを考える大切な時間となりました。



### 父の日のプレゼント作り

6月14日に平生中央児童館で子育て支援ボランティアサークル「きらきら」による父の日のプレゼント作りが行われ多くの親子が参加しました。

プレゼントは、絵の具やスタンプ台などを使って、手形、足形をとったり、指で色とりどりのアート作品を描いた後、保護者が画用紙をシャツや靴下等の形に切り抜いてメッセージを添えたもので、参加されたみなさんの個性あふれる素敵なプレゼントができました。

### 全国大会出場選手を激励

6月14日に、関永健介さんが町役場を訪問し「第51回リトルシニア日本選手権大会」に出場することを報告しました。関永さんが所属する「山口東リトルシニア」は同大会の中国大会（※）を優勝したことにより日本選手権大会の出場権を得たものです。

関永さんは大会の目標として「前回の大会で自分たちが負けたチームに勝って優勝を目指したいです」と力強く語りました。

※正式名称は、第52回日本リトルシニア日本選手権関西連盟中国大会



### 租税教室

5月31日に、平生小学校6年生を対象にした租税教室が行われました。

この日は税務署の職員が講師となり、税の種類や使い道、歴史などをDVDやクイズを交え説明しました。説明の後には1億円のレプリカがお披露目され、子どもたちはレプリカを抱えて、その大きさと重さに驚いていました。



### ご寄付ありがとうございます

6月8日に「(旧)五月会」から町へ図書購入費としてご寄付をいただきました。「五月会」は昭和38年に退職された先生などで「郷土教育の進展寄与」などを目的に設立され、活動してきましたが、会の活動継続が困難となり、5月末をもって解散されました。

同会の山本信夫会長（写真中央左）と新田保弘事務局長（写真左）は寄付に際し「子どもたちのためになる本を買ってほしいです」と話されました。



参加無料

## 夏の自由研究のお助けに！～夏休み鋳物教室～

鋳物を用いたものづくりのおもしろさ、学ぶことの楽しさを経験してみませんか？

8月2日(水) 10:00～15:00 (申込締切：7月26日(水))

【対象者】平生町在住の小学校5・6年生 【募集人数】10～15名(先着順)

主催：眞工金属株式会社 後援：町教育委員会

※申込方法等、教室の詳細については、QRコードをお読みとりいただくかご連絡ください。

<申込みおよび問合せ先>眞工金属株式会社平生工場 ☎56-6784

(〒742-1107 山口県熊毛郡平生町大字曾根字佐賀浜 1922-1 (<https://www.shinkoh-metal.com>))





## 作ってみんさい 食べてみんな

平生町食生活改善推進協議会

### えびとワンタンのレモン塩ねぎ和え

さわやかな酸味はクエン酸で、疲労物質を分解してストレスを軽減する働きがあります。さっぱりとしているので暑くて食欲のない日でも食べやすい一品です。

#### 材料 4人分

- |                 |     |                  |
|-----------------|-----|------------------|
| えび(殻付き) …… 8尾   | 【B】 | 塩…………… 少々        |
| ワンタンの皮 …… 12枚   |     | 酒…………… 適量        |
| 三つ葉…………… 10g    | 【C】 | 長ねぎ…………… 20g     |
| 生姜…………… 10g     |     | レモン汁…………… 大さじ1   |
| 塩…………… 少々       | 【A】 | 塩…………… 小さじ1/2    |
| かたくり粉…………… 小さじ1 |     | ごま油…………… 小さじ1    |
| 水…………… 大さじ1     |     | しょうゆ…………… 小さじ1/2 |

#### 作り方

- えびは殻をむき、背わたを除いてボウルに入れる。  
【A】を加えてよく揉み、水で洗う。ペーパータオルで水気を拭いてボウルに入れ、【B】を加えて粘りが出るまで揉む。
- 三つ葉は3cm幅に切り、長ねぎと生姜はみじん切りにする。
- ボウルに【C】を入れて混ぜ、【2】を加えて和える。
- 鍋に湯を沸かし、【1】のえびを入れてゆで、取り出しておく。同じ湯でワンタンの皮を1枚ずつ入れてゆでて引き上げる。
- 【4】を【3】のボウルに加えて和える。



## 副町長に 友田氏が 就任

町議会6月定例会において選任案について同意され、7月1日付けで友田隆氏が副町長に就任しました。  
任期は、令和9年6月30日までの4年間です。



#### 友田氏略歴

昭和63年 平生町役場奉職。  
平成31年 地域振興課長、令和3年4月から本年6月30日まで建設課長。

高木前副町長は、令和元年7月1日から1期4年間にわたり町政発展に尽力されました。

### ご家族や知り合いは介護を必要とする状態ですか？

高齢になると、身体の機能低下や病気などにより生活を送る上でさまざまな支障が生じてきます。

足が悪くなり買い物が難しくなる、ある日脳梗塞で倒れ手足が動かせなくなる、物の場所を忘れてしまう…などその種類はさまざまですが、ご家族や知り合いで、「いつもと様子が違う」と感じる事があれば介護を必要とする状態かもしれません。

#### 生活における支障度を確認します

あなたはいくつ当てはまりますか？

- 杖や手すりがないと家の中を歩くことが難しい
- 誰かが手伝わないとトイレ・お風呂に入れない
- 現在入院しており、もうすぐ退院するが、今までどおりの生活が難しい。
- 物忘れが悪化した（認知症と診断された）

### 介護が必要な場合は要介護（要支援）認定申請をしましょう

生活における支障度確認で1つでも当てはまる項目があった場合、介護を必要とする状態です。

そうした場合には、相談窓口にご相談の上、要介護（要支援）認定申請を行いましょ。

また、申請から認定までの流れは次のとおりです。

### 要介護（要支援）認定申請の一連の流れ

#### 申請

申請窓口で、要介護（要支援）認定の申請をします。

##### 【申請窓口】

- ・町役場健康保険課
  - ・平生町社会福祉協議会
- ※代行申請も可能です。  
※申請の際、お困りの状況についての聞き取りや調査訪問の日程調整などを行うため、時間に余裕を持ってお越しください。

#### 認定調査

認定調査員が要介護（要支援）認定申請の対象となる方のもとへ伺い、お住まいでの心身状態について確認（聞き取りなど）を行います。  
※対象の方によってはご家族に同席いただく可能性もあります。

#### 審査・判定

認定調査の結果と主治医の意見書からコンピューターで仮の判定を行います。  
その後、専門家（医者や理学療法士、介護施設管理者など）のみなさんの会議により要介護の度合いについて判定が行われ、要介護（要支援）認定が確定します。  
認定結果については、対象の方に通知されます。

### 介護保険サービスの利用について

要介護（要支援）認定が確定した後、認定区分や心身の状態などに応じて介護保険サービスが利用できます。介護保険サービスは数多くの種類がありますが、大きく分けると次のようになります。

- 【自宅で受けられるサービス】… 訪問系のサービス 例) 訪問介護（ホームヘルプ）、訪問リハビリ など
  - 【施設で受けられるサービス】… 通所系のサービス 例) 通所介護（デイサービス）、通所リハビリ など
  - 【自宅と施設の両方のサービス】… 訪問+通所+宿泊サービス 例) 小規模多機能型居宅介護 など
- 介護保険サービスの内容について不明な点や生活でのお困りごとなどは、下記相談窓口にご相談ください。

#### <介護についての相談窓口>

- 町役場健康保険課 介護保険班 ☎ 56-7115
- 町保健センター ☎ 56-7141
- 平生町高齢者地域包括支援センター（平生町社会福祉協議会） ☎ 56-8000

一人にちは保健師です  
生活にお困りの方は  
介護保険サービスのご利用を



## 図書館 だより



### 暮らしの中に図書館を!!

平生図書館 ☎56-2310 【開館時間】9:00~17:15 図書検索・予約システム

【休館日】7月…17日(祝)、24日(月)、30日(月) (月末整理日)、31日(月)

8月…7日(月)、14日(月)

【ホームページ(予約・検索可)】<http://www.town.hirao.lg.jp/kurashi/shisetsu/toshokan.html>

QRコード▼



#### New 一般書

黄金比の縁  
石田夏穂 著

日暮れのあと  
小池真理子 著

デモクラシー  
堂場瞬一 著

歩く亡者  
三津田信三 著

運び屋円十郎  
三本雅彦 著

#### New 児童書

奇妙で不思議な菌類の世界  
リン・ボディ 文

パンダはどうしてパンダになったのか？  
王・焯 絵

やまをうごかしたミン・ローさん  
アーノルド・ローベル さく

おふろおじゃまします  
たしろちさと 著

おばあちゃんちのふしぎなまど  
シビル・ドラクロワ さく

#### 話題の窓

##### なつやすみ

麻生知子 作 (福音館書店)

こうたくんの家に、いとこの家族が遊びにきました。みんなプールで遊んだり、そうめんやスイカを食べたり、神社のお祭りに行ったり…。夏の一日をユニークな構図で描いた絵本。  
観音開きのページあり。



## 町民福祉課の窓口を開設

- 開設日  
第1日曜日（1月、5月は第2日曜日）  
第3土曜日
- 開設時間 9:00～12:00
- 取扱業務  
・マイナンバーカードの申請サポート（写真撮影が無料）、交付、電子証明書の更新  
・住民票の写しの交付、戸籍謄抄本（除籍・改製原戸籍を除く）の交付、印鑑登録および印鑑登録証明書の交付  
閩町役場町民福祉課 戸籍班 ☎56-7113

## 人権行政相談

※相談無料・秘密厳守

次回  
8月21日月

どなたでもお気軽にご相談ください

- 相談日 毎月第2月曜日（休日の場合は翌日）  
※8月は第3月曜日に実施します。
- 時間（場所）  
10:00～（平生まち・むら地域交流センター）  
13:00～（佐賀地域交流センター）
- 相談員  
人権擁護委員、行政相談委員
- 相談内容  
・人権に関わる悩みや困りごと  
・行政全般についての苦情相談ならびに意見や要望などについて

## 柳井警察署だより

### 令和5年度の警察官・警察事務職員採用試験について

区分	警察官採用(A)試験(第2回) 男性・女性【大卒】	警察官採用(B)試験 男性・女性【大卒以外】	警察事務職員 【高卒程度】
受験資格	平成2年4月2日以降に生まれ、4年制以上の大学を卒業または令和6年3月31日までに卒業見込の人	平成2年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人で、警察官(A)以外の学歴の人（大学に在籍している人は除く）	平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人
申込方法	原則、電子申請のみ ※警察官A(第1回)試験受験者は、A(第2回)試験への申込み不可 ※詳細は山口県人事委員会事務局のホームページをご確認ください。		
申込受付期限	8月15日(日)		
第1次試験日	9月17日(日)		9月24日(日)

※詳しくは柳井警察署もしくは採用フリーダイヤル（☎0120-314-290）にお問い合わせください。

閩柳井警察署 ☎23-0110

## 正しい知識で安心な消費生活

閩柳井地区広域消費生活センター ☎22-2125

### SNSで知り合った相手から別サイトに誘われた!

**相談** SNSで知り合った相手と連絡を取り合っていたところ「別のサイトでやり取りをしよう」と出会い系サイトに誘われたが、会員登録してもよいものなのだろうか?

**アドバイス** 「スマートフォンを機種変更した」「交際相手に知られたくないから」などとSNSから別サイトに誘導された場合、誘導先は詐欺や有料の出会い系サイトなども多いため、むやみに登録しないよう注意しましょう。  
別サイトに誘われた際は、安心して使用することのできる正規のサイトなのか、しっかりと確認してから利用することが大切です。

**ワンポイント** SNSは便利なコミュニケーションツールになっている一方、SNSで知り合った相手からの誘いがきっかけとなる消費者トラブルも多くみられます。

SNS上では話の合う「知り合い」でも、本当に信頼できる相手かは分かりません。本当に信用できる相手なのか、慎重に判断することが大切です。

困ったことがあれば、迷わず柳井地区広域消費生活センターに相談してください。

## 「人との交流」で「人」「まち」を元気に! グループ活動・サークル活動はじめませんか?

閩町役場地域振興課  
☎56-7120

平生町では、地域交流センターや体育館などの公共施設で、スポーツや文化活動、ボランティア活動などさまざまな活動が行われており、100団体以上が、定期的に活動を行っています。

何か新しいことにチャレンジしたいという方、令和5年度のグループ・サークル一覧を平生町公式ホームページや各地域交流センターでご覧いただけますので、お気軽にご相談ください!

【町公式ホームページ】(右のQRコードを読み取り)

<http://www.town.hirao.lg.jp/bosyu/1658467621923.html>



太極拳教室の様子（大野地域交流センター）▲

生け花教室（平生まち・むら地域交流センター）▼



## ビーチクリーン&メルカート

地域おこし協力隊  
古野菜奈美  
の活動日誌

みなさんこんにちは。地域おこし協力隊の古野です!  
今年6月で平生町地域おこし協力隊に着任して1年が経ちました。まだ平生歴1年ですが、今年は雨が多く平生らしくないな~と思いつつ過ごしています。

5月28日に尾国地区の海岸でビーチクリーン&メルカートというイベントを行いました。

(メルカートはイタリア語で市場という意味です)

このイベントは、平生町の海の魅力を感じ、清掃した海を見ながらご飯を食べる場所を作りたいと思い企画しました。

海岸清掃は、参加者約50人による1時間程度の清掃で30袋ほどのゴミを回収することができました。

メルカートは、たこ焼き、海産物、野菜、お菓子等の屋台や体験ブースがあり、参加者と海を見ながら食事や工作体験を楽しみました。

イベントにご参加された皆様ありがとうございました!

閩町役場地域振興課 ☎56-7120

note記事はこちら▶



今回は8月19日(土)にメルカートを開催予定です! 竹材や端材を使った工作体験スペースも準備しますので、お立ち寄りください!  
※詳細はチラシをご覧ください。



# 情報

# 伝言板

じょうほうでんごんばん

## 試験・募集

### 柳井地区広域消防組合 消防職員採用試験

- 職種 消防吏員
- 採用予定人員 2名程度
- 受験申込期限 8月10日(日)午後5時15分(当日消印有効)
- ※受験資格など、詳しくは当消防組合ホームページをご覧ください。

柳井地区広域消防本部総務課  
☎(23) 7772(昼間)  
☎(22) 0040(夜間・休日)

### 就学義務猶予免除者等の 中学校卒業程度認定試験

- 病气など、やむを得ない事由により、就学義務を猶予または免除された人などに對し、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験で、合格者には高等学校の入学資格が与えられます。
- 試験期日 10月19日(日)
- 試験場所 山口県庁(山口市)
- 試験科目 国語、社会、数学、理科、外国語(英語)

- 願書受付期限 9月1日(金)
- ※受験資格、出願書類など、詳しくはお問い合わせください。
- 山口県教育庁義務教育課 地域支援・人事班  
☎083(933) 4595

### 下水道排水設備工事 責任技術者試験

- 日時 11月26日(日) 午後2時～4時(受付午後1時～1時40分)
- 場所 山口県セミナーパーク(山口市)
- 申込期間 8月28日(日)～9月14日(日)(田、回は除く)
- ※詳しくは山口県下水道協会のウェブサイトをご覧ください。
- 山口県建設課 下水道班  
☎(56) 7118

### 火災予防作品募集 (防火標語の部)

- 応募資格 柳井市、周防大島町、上関町、平生町に居住する65歳以上の市民
- 課題 ①住宅防火(特に住宅用火災警報器) ②放火火災防止 ③防災エプロンの普及 ④その他火災予防(山火事予防を除く)

- 応募方法 官製はがき等に作品(防火標語)、郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、生年月日、年齢、電話番号を明記の上、消防本部予防課まで郵送、FAXまたは最寄りの消防署、出張所へ直接提出
- 応募期限 10月31日(日)(消印有効)
- その他 作品は自作未発表で、一人2点までです。また、著作権は、主催者に帰属します。
- 柳井地区広域消防本部 予防課 指導係(〒742-0031 柳井市南町5丁目4番1号)  
☎(23) 7774  
FAX(23) 4503

### 桜の森アカデミー 「認知症ケアリーダーコース」受講生募集

- 山口県立大学では、高まる介護ニーズを踏まえて、認知症を理解し、認知症の方を支える人材を育成することを旨とします。
- 日時 8月29日(日)、9月5日(日)、12日(日)、19日(日)、27日(日)、28日(日)の6日間
- 場所 山口県立大学南キャンパス 地域共生センターほか
- 受講料 20000円
- 申込期限 8月3日(日)
- ※申込方法は山口県立大学のウェブサイトをご覧ください。
- 山口県立大学地域共生センター  
☎083(928) 5622

### ゲーム・スマホの トラブル防止講座

- 柳井地区広域消費生活センターでは、子どもにデジタル機器やゲーム機を安心・安全に使用していただくため、次のとおり講座を開催します。
- 日時 8月17日(日) 午前11時～正午
- 場所 柳井市文化福祉会館(柳井市柳井3718番地)
- 対象 小学校4年生～6年生の児童とその保護者
- 内容 長時間プレイや課金トラブルを防ぐための知識について
- 講師 ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社消費者教育担当者
- 定員 50名(事前予約制)
- 参加料 無料
- 申込期間 7月20日(日)～31日(日)
- 柳井地区広域消費生活センター(内線365)  
☎(22) 2111

### 柳井出張就職相談会

- 就職活動におけるさまざまな課題を抱え、心の不安が強く一歩が踏み出せないといった心の相談や、求職活動についての助言や仕事選択、効果的な応募書類の書き方、面接対応といった実践的なキャリア

- ア講座を行います。
- 日時 【心理相談】毎月第4水曜日【キャリア講座】毎月第2・4木曜日(時間はいずれも午前10時～午後5時)
- 場所 柳井市文化福祉会館(柳井市柳井3718番地)
- 対象 15歳～49歳までの求職者およびその保護者
- お申し込みは柳井市文化福祉会館(柳井市柳井3718番地)にてお申し込みください。
- ☎0834(27) 6270

- 「防止キャンペーン」を実施しております。走行中に席を離れると、転倒など思わぬけがをする場合があります。
- また、お降りの際は、バスが停留所に着いて扉が開いてから、席をお立ち願います。
- 走行中やむを得ず急ブレーキを掛ける場合があります。お立ちになってご利用いただく場合には、つり革や握り棒にしっかりとつかまりください。バスの車内事故防止に皆様のご理解とご協力をお願いします。
- 山口県バス協会  
☎083(922) 5031

### バスの車内事故防止に ついてのお願い

ただいま、バス車内での事故を防止するため「車内事故

### スマホ活用支援員育成研修 受講者を募集します

町では、高齢者がスマホの使い方を学べる機会を増やすため、スマホ教室の講師や指導・相談等の活動をしていただける人を募集します。

つきましては、スマホ活用支援員を育成するための研修を開催しますので、ぜひお申し込みください。

●講座について (全2回)

	日時	場所	内容
①	8月8日(日) 9:30～16:30	町役場2号棟 3階大会議室	指導方法に関する 技術講習、実習
②	8月9日(日) 9:30～12:30	平生まち・むら 地域交流センター	スマホ教室での 指導体験

- 定員 10名(応募多数の場合は抽選します)
- 申込方法 ホームページの申請フォームからお申し込みください。ホームページはこちらから▶
- 申込期限 8月3日(日)
- 町役場デジタル推進課 ☎56-7125



### 「馬島・佐合島航路」 夏季の臨時増便

- 臨時増便運航期間 7月20日～8月20日の土・日曜日、祝日および8月13日、14日、15日
- 臨時増便発着時刻 (渡船時刻表は町ホームページから確認できます)

麻里府発	馬島着	馬島発	佐合島着	佐合島発	佐賀着
9:00	9:08	9:09	9:20	9:21	9:29

佐賀発	佐合島着	佐合島発	馬島着	馬島発	麻里府着
9:30	9:38	9:40	9:51	9:52	10:00

※発熱などの症状がある方は、乗船を控えていただくか、マスクなどの感染防止対策をしてください。なお、混雑する場合は、マスクの着用をお願いする場合があります。

閩熊南総合事務組合 ☎57-0530

### 大島商船高等専門学校公開講座

大島商船高等専門学校では、さまざまな分野の公開講座を開催しています。受講者は、講座のテーマ、対象者の年齢、人数などにより制限することがありますが、原則としてどなたでも受講できます。

講座の詳細はこちらからご確認ください▶  
(令和5年度大島商船高等専門学校公開講座)

閩大島商船高等専門学校 総務課企画係  
☎0820-74-5521



### 海の事故ゼロキャンペーン

- キャンペーン期間 7月16日(日)～31日(日) (7月17日は「海の日」)
- みんなで海の「安心・安全」をめざしましょう!
- 海に行く前にはこちらをチェック▶  
(ウォーターセーフティガイドのページ)
- 海の「事件・事故」は「118番」へ!
- 閩徳山海上保安部交通課  
☎0834-31-0112



< 以下は広告欄です >

< 以下は広告欄です >



# まちのカレンダー

## 7月

16日	親子の料理教室 [9:30 / 大野]
17日	
18日	育児学級 (要予約) [9:30 / 保健センター]
19日	がん検診・健診 [8:30 / 平生まち・むら] こころの健康相談 (要予約) [13:30 / 保健センター]
20日	がん検診・健診 [8:30 / 平生まち・むら]
21日	ラジオ体操会 [7:00 / 曾根] 消費生活講座 [10:00 / 平生まち・むら] もの忘れ相談 [13:30 / ふれあいまちづくりセンターあいあむ]
22日	平生町ボランティアチャレンジ (道路ゴミ拾い) [7:00 / 町内各地域] ラジオ体操会 [8:00 / 平生まち・むら] ラジオ体操会 [8:00 / 大野] 体育館開放日 [8:30 ~ 12:00]
23日	佐合島へ行こう♪ [9:15 / 佐合島]
24日	
25日	押し花を使って飾ろう! [9:00 / 曾根] ふれあい夏の天体観測会 [19:30 / 町スポーツセンター]
26日	夏休み書道教室 [13:30 / 平生まち・むら] 我がまちスポーツサッカー教室 [16:30 / 永大グラウンド] 町長と語る会 (要予約) [18:00 / 町役場町長室]
27日	今年もがんばろう!!夏の勉強会 [9:00 / 平生まち・むら]
28日	今年もがんばろう!!夏の勉強会 [9:00 / 平生まち・むら]
29日	体育館開放日 [8:30 ~ 12:00]
30日	竹で作ろう・遊ぼう [9:30 / 宇佐木]
31日	今年もがんばろう!!夏の勉強会 [9:00 / 平生まち・むら]

**伸びゆくまちをつくりま**  
ポスター・標語  
※学校名・学年は受賞時(令和4年度)のものです。  
ポスター最優秀作品



平生小学校5年  
相本 まどか

イタリアノひらお  
わくわくたのしい 平生町  
平生小学校2年 加村 優衣花

※予定表のため、変更となる場合があります。  
☎: 地域交流センター

## 8月

1日	今年もがんばろう!!夏の勉強会 [9:00 / 平生まち・むら] 育児学級 (要予約) [9:30 / 保健センター] 認知症カフェあいあむ [13:30 / ふれあいまちづくりセンターあいあむ] 平生町人権学習講座 [13:30 / 町武道館]
2日	平生町人権学習講座 [13:30 / 町武道館]
3日	今年もがんばろう!!夏の勉強会 [9:00 / 平生まち・むら] 1歳6カ月児健康診査 [13:20 / 保健センター]
4日	今年もがんばろう!!夏の勉強会 [9:00 / 平生まち・むら] 平生町人権学習講座 [13:30 / 町武道館]
5日	
6日	休日窓口 (住民票・戸籍・印鑑証明・マイナンバーカード (申請支援・受取)) [9:00 ~ 12:00 / 町役場町民福祉課] 夏の体験教室 [9:00 / 大野] ハーブで作るお菓子と石けん [10:00 / 宇佐木]
7日	
8日	
9日	
10日	
11日	
12日	第33回大野地区ふれあい盆踊り大会 [18:30 / 大野] 体育館開放日 [8:30 ~ 12:00]
13日	
14日	ふれあい曾根盆踊り大会 [19:30 / 曾根]
15日	宇佐木ふれあい夏祭り [18:30 / 宇佐木]

### 平生町民憲章

わたしたち 平生町民は、ふるさとの美しい自然と歴史をうけつぎ、明るく住みよいまちづくりを目指して、次のことに努めます。  
わたしたち 平生町民は

- 1 自然を大切に 環境をととのえ 美しいまちをつくりま
- 1 スポーツに親しみ きまりを守り 健やかなまちをつくりま
- 1 思いやりと 感謝の心をもち 温かいまちをつくりま
- 1 勤労をとうとび 活力にみちた 豊かなまちをつくりま
- 1 文化を創造し 若い力を育て 伸びゆくまちをつくりま

### おとな(15歳以上)の救急医療電話相談

☎#7119 [毎日24時間]  
または☎083-921-7119  
内容: おおむね15歳以上の急患や疾病に関すること

### こども(15歳未満のお子さん)の救急医療電話相談

☎#8000 [毎日19:00~翌8:00]  
または☎083-921-2755  
内容: 15歳未満の子どもの急患や疾病に関すること

### こころの救急電話相談 (山口県立こころの医療センター)

☎0836-58-4455 [24時間対応]  
内容: 精神科受診など早急な対応に関するご相談を、ご家族やご本人からお受けします。(精神病、うつ病などこころの病気による混乱した言動、ひきこもり、自殺願望など)

### 月間火災・救急発生状況 月間交通事故発生状況

5月	火災			救急	5月	発生件数		死者(人)	傷者(人)
	建物	山林	その他			人身	物損		
管内	1	0	2	329	管内	6	129	0	7
町内	0	0	1	42	町内	0	16	0	0

資料: 柳井地区広域消防組合 資料: 柳井警察署

### 7月の納税

納期限 7月31日

固定資産税	第2期
国民健康保険税	第1期
介護保険料	第1期
後期高齢者医療保険料	第1期

☆完納で育てよう明るい平生町☆

◎便利な口座振替も利用できます◎

町役場税務課 (町税) ☎56-7114

町役場健康保険課 (保険料) ☎56-7115

### し尿汲み取り夏季休業のお知らせ

#### ●平生・大野地区

休業日: 8月10日(困)~8月15日(凶)  
担当業者名: 有限会社ひらお  
☎56-2178 (受付時間: 平日 8:00 ~ 17:00)

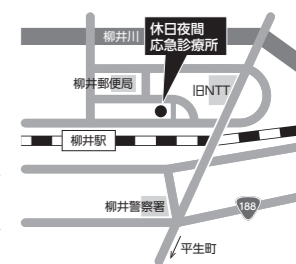
#### ●曾根・佐賀地区

休業日: 8月10日(困)~8月15日(凶)  
担当業者名: 朝日衛生社  
☎56-3657  
町役場環境政策室 ☎56-7126

### 休日や平日夜間の医療案内

柳井地域休日夜間応急診療所  
[柳井市中央1丁目10-17]  
☎22-9001  
(診療時間内のみ)

※応急的診療のため、専門的な診療や検査を受けられない場合があります。  
※受付は診療終了時間の30分前までです。



区分	診療日	診療時間
休日	日曜日・祝日、盆 (8月15日)	9:00~12:00
昼間	年末年始 (12月30日~1月3日)	13:00~17:00
平日	月~金曜日	19:00~22:00
夜間	※休日・土曜日の診療はありません	

### 柳井健康福祉センター相談日

[山口県柳井総合庁舎 / ☎22-3631]

- 心の健康相談《要予約 (1週間前まで)》  
8月29日(凶) 13:15~13:45
- 思春期・ストレス相談《要予約 (前日まで)》  
8月22日(凶) 13:00~16:00

まちの人口 5月31日現在 住民基本台帳記載人口 ( ) : 前月対比	世帯数	5,394	世帯 ( - )	9
	人口	11,064	人 ( - )	26
	うち男	5,253	人 ( - )	17
	うち女	5,811	人 ( - )	9

### 丸山海浜パークにサメ防護ネットを設置

【設置期間】  
9月2日(田)まで

丸山海浜パークにサメ防護ネットを設置しています。危険ですので、遊泳中はブイ(防護ネット)に近づかないよう注意しましょう。

町役場産業課 ☎56-7117

人も、会社も、もっと元気に!

中退共済制度  
CHU小企業退職金 TAI共済 KYO 済制度

- ◆掛金の一部を国が助成
- ◆掛金は全額非課税。手数料も不要
- ◆外部積立型なので管理が簡単
- ◆パートさんの加入もOK



詳しくはホームページへ

中退共 検索

(独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部  
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

# わが家のアイドル お誕生日おめでとう！

次号の  
「わが家のアイドル」  
締切は  
7月21日(金)！  
8月生まれのお子さんの  
応募をお待ちしています！

- 対象 広報発行月に誕生日を迎える町内在住の小学校入学前（満1歳～満6歳）のお子さん
  - 申込方法 メールで①、②を提供してください。
    - ①お子さんの名前（ふりがな）、生年月日、性別と保護者の氏名、住所、連絡先
    - ②写真データ
- ※写真は、掲載を希望する保護者から提供してください。  
閻町役場地域振興課 ☎56-7120 メール：hirao1@town.hirao.lg.jp  
※件名を「わが家のアイドル申込み」としてください。

## 佐合島を探検してきました！

6月29日に佐賀小学校3・4年生の児童全員で佐合島に行きました。

児童は、佐合島にお住まいの方（案内人）から、島内の人口や地形、建造物などについての説明を受けた後、島の中を探検しました。島を探検では、案内人の先導でビャクシン（香木）の大木や佐合八幡宮、廻船問屋や久保白船生家跡地を訪問し、各場所の歴史についての説明を受けました。

また、探検の最後には、海岸で水遊びやゴミ拾いを兼ねてシーグラス（海で見つけられるガラスの欠片）を探しました。

探検を終えた児童からは「1～6時間目までいたかった」「またシーグラスを探しに行きたいです」等の感想があり、楽しい学習の時間となりました。



道路の異状を発見したらお知らせください。

